

○倉敷市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成18年1月6日

告示第9号

改正 平成24年10月1日告示第607号

平成24年12月28日告示第761号

平成25年12月20日告示第721号

平成26年9月26日告示第656号

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「認知症高齢者等」という。）に対して、権利擁護及び法的地位の安定を図るため、成年後見制度の利用に係る費用を助成することにより、認知症高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者は、本市が行う介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用することができる認知症高齢者等であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「被後見人等」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、被後見人等が死亡したときは、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）を助成の対象とすることができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 次のア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、当該ア又はイに定める基準を満たす者

ア 単身世帯 年間の収入見込額が150万円以下であり、かつ、現金、預貯金その他の資産の合計額が150万円以下であること。

イ 2人以上の世帯 年間の収入見込額が200万円以下であり、かつ、現金、預貯金その他の資産の合計額が200万円以下であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、後見人等への報酬を負担することが困難であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、後見人等と被後見人等が民法第725条に規定する親族である

場合は、助成の対象としない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第39条の規定による報酬の付与の審判において決定した後見人等に対する報酬の額とし、在宅者にあつては月額28,000円を、施設等に入所している者（病院に入院している者を含む。）にあつては月額18,000円を上限とする。この場合において、同一の月に在宅する期間と施設等に入所する期間（病院に入院する期間を含む。）が存する場合は、在宅者とみなす。

2 助成金は、月を単位として算定を行う。

3 被後見人等が死亡した場合は、遺産から後見人等に対する報酬の支払ができない場合に限り、その範囲内において助成する。

(助成の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、後見人等に対する報酬付与の審判日から起算して1年以内に、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した後見等事務報告書、財産目録及び収支予定表の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、相当と認めるときは、支給すべき助成金の額を決定し、所定の交付決定通知書により通知するものとする。

(報告義務)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 被後見人等が死亡したとき。
- (2) 被後見人等が第2条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (3) 第4条の交付申請書の内容に変更があつたとき。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 第2条に掲げる要件に該当しないと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年10月1日告示第607号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日告示第761号)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日告示第721号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年9月26日告示第656号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。